

# 鏡石町農業委員会定例総会議事録

令和5年10月16日 鏡石町農業委員会第3回定例総会は、鏡石町役場第一会議室に招集された。

## 記

- 1 招集告示 令和5年10月 6日 (金)
- 2 会 期 令和5年10月16日 (月) 1日間
- 3 開閉の日時  
開 会 令和5年10月16日 (月) 午後1時28分  
閉 会 令和5年10月16日 (月) 午後2時14分
- 4 会議場所 鏡石町役場 第一会議室
- 5 招集委員  
農業委員  
1番 大塚 光 法君                      2番 根本 竜太郎君  
3番 鵜沼 雅子君                      4番 藤島 真理子君  
5番 白澤 正君                         6番 稲田 貴夫君  
7番 面川 祐吉君                      8番 円谷 一男君  
9番 菊地 榮助君  
農地利用最適化推進委員  
2番 大河原 雄二君                      5番 幸田 和也君  
7番 佐藤 丹治君                      8番 込山 信雄君
- 6 出席委員  
農業委員  
1番 大塚 光 法君                      2番 根本 竜太郎君  
3番 鵜沼 雅子君                      4番 藤島 真理子君  
5番 白澤 正君                         6番 稲田 貴夫君  
7番 面川 祐吉君                      8番 円谷 一男君  
9番 菊地 榮助君  
農地利用最適化推進委員  
2番 大河原 雄二君                      5番 幸田 和也君  
7番 佐藤 丹治君                      8番 込山 信雄君
- 7 欠席委員  
なし
- 8 職務のため会場に出席した事務局職員の職氏名  
事務局長 倉田 知典                      主事 小田 川 翼

## 9 会議に付した事件

- 議案第 1 号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について  
議案第 4 号 現況確認証明申請について  
報告第 1 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

開会 午後1時28分

事務局

定刻になりましたので、ただいまから第3回鏡石町農業委員会定例総会を開催いたします。

会議に先立ち、会長よりごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

会長

皆さんこんにちは。稲刈りでだいぶ忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。苦情ではありませんが意見として、委員の皆様や推進委員の皆様も忙しいところではありますが、自分の立場がありますので、なるべく出席にご協力をお願いいたします。

話は特にありませんが、報道によると米の質が悪いということでだいぶ流されておりますが、収穫量がどうかというところでもあります。ただ、現時点ではあまり影響がないのかと思いますので、これからもまた収穫が終わっていない方は頑張ってくださいと思います。

事務局

議事の進行については、鏡石町農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行につきましては会長をお願いいたします。

議長

それでは、本日の会議を開きます。  
欠席者については、皆無です。

議長

次に、本日の議事録署名委員でございますが、議長より指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がないようですので、議事録署名委員を議長より指名いたします。

「5番 白澤 正 委員」「6番 稲田 貴夫 委員」の両名を議事録署名委員に指名いたします。

議長

それでは、議事に入ります。  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり所有権移転の許可申請があったので、適否の決定を求める。  
こちらにつきましては、今回2件ございます。  
1件目については、境界錯誤によるものです。以前からお話がありましたが、今回贈与ということで申請がありました。  
2件目については、農業をやらないため、土地の売買ということになります。  
なお、地番、面積等については、記載のとおりであり、詳細な場所については、別紙のとおりです。  
説明は以上です。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 議案第1号について説明が終わりました。  
ここで、地元委員の説明を求めます。

議長 8番 込山推進委員

込山推進委員 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、現地調査は、10月3日（火）、稲田委員と実施しました。  
番号1については代理人 松本行政事務所と面会し、譲受人が、譲渡人より農地を譲り受け、錯誤による境界の見直しをする申請内容です。  
番号2については代理人 渡部行政事務所と面会し、譲受人が、譲渡人より農地を譲り受け、規模拡大をする申請内容であることを確認しました。  
皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。  
発言のある方は挙手願います。  
  
(質疑・意見なし)

議長 質疑・意見がないようですので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
  
(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに決定しました。

議長 次に議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり農地転用の許可申請書の提出があったので、知事に送付する意見の決定を求める。  
こちらにつきましては2件ございます。  
こちらの申請は9月に一度提出がありましたが、県より意見がありました。当初申請では、地役権として、通行するための転用する旨、記載があり

ましたが、時間がかかってしまうことから、地役権を設定しないように申請を変更したものでございます。

まず番号1でございます。設定人より被設定人へ農地を譲り受け太陽光発電の設置をするものでございます。

番号2についても、設定人より被設定人へ農地を譲り受け太陽光発電の設置をするものでございます。

その他、地番、面積等については記載のとおりでございます。

また、別紙意見書をご確認ください。

いずれも第2種農地であり、農地転用に関する許可基準からみた意見は適当であります。

また、本日10月16日（月）に意見の決定をした後、1週間後の10月23日（月）に知事へ送付いたします。

説明は以上です。

議長 議案第2号について説明が終わりました。  
それでは、地元委員より意見を求めます。

議長 2番 大河原推進委員

大河原推進委員 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての、現地調査は、9月5日（火）、菊地会長と実施しました。

譲受人及び譲渡人の代理人 円谷行政事務所と面会し、太陽光発電のための農地転用について、説明を受けました。

この農地転用により周囲の営農に及ぼす影響はないと認められることを確認しました。

以上、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、質疑に入らせていただきます。  
発言のある方は挙手願います。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・意見がないようですので、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可適当と決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、許可適当と決定しました。

議長 次に議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めるこ

とについて、鏡石町から意見を求められたので、利用権の設定等を受ける者に係る資格の適否の意見を求める。

今回は、1件でございます。

貸し手から借り手へ、合計2筆を5年間設定するものです。

また、地番、面積、位置図については記載のとおりです。

次ページには、概要書がございますので、ご覧ください。

説明は、以上です。

議長 　　ただ今から、質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

（質疑・意見なし）

議長 　　質疑・意見がないようですので、議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について、計画書に賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 　　挙手全員でございますので、議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定については、計画に賛成と決定しました。

議長 　　次に議案第4号 現況確認証明申請について、  
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案第4号 現況確認証明申請について、次のとおり申請があったので、  
非農地とすることの適否の決定を求める。

全部で5件ございました。

番号1について、仁井田地区

番号2について、南町地区

番号3について、南町地区

番号4について、東鹿島地区

番号5について、豊田地区 になります。

地番、面積については記載のとおりです。

なお、番号1～4につきましては、長年にわたり耕作されておらず、雑木が生えるなど山林化及び原野化しており、農地への復元は困難であると確認しました。

また、復元したとしても継続して営農される見込みはないということで、事務局では判断させていただいたところでございます。

番号5につきましては、矢吹原土地改良区の送水管が破損し、田に水を送れなくなったが、送水管の復旧（修繕）をしない覚書を締結しました。よって田としての機能はなくなり、畑への転作については地形的に困難であり、今後農地への復元は困難であるため営農の見込みはないと判断しました。

以上、説明を終わります。

議長 　　議案第4号について説明が終わりました。  
それでは、地元委員より意見を求めます。

議 長 7番 佐藤推進委員

佐 藤 議案第4号 番号1 現況確認証明申請についての現況確認は、10月3日（火）私のほか、農業委員の白澤委員、稲田委員、事務局 倉田事務局長、推進委員 小田川主事の5名で実施しました。

現地は、長年耕作されておらず、雑木が生えるなど、原野化、山林化しているため、農地に復元することは困難であることを確認しました。

以上、報告いたします。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 続いて、5番 幸田推進委員

幸 田 議案第4号 番号2及び3 現況確認証明申請についての現況確認は、10月2日（月）私のほか、農業委員の面川委員、藤島委員、事務局 小田川主推進委員 事の4名で実施しました。

現地は、長年耕作されておらず、雑木が生えるなど、原野化、山林化しているため、農地に復元することは困難であることを確認しました。

以上、報告いたします。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 続いて8番 込山推進委員

込 山 議案第4号 番号4及び5 現況確認証明申請についての現況確認は、10月3日（火）私のほか、農業委員の白澤委員、稲田委員、事務局 倉田事務局長、推進委員 小田川主事の5名で実施しました。

番号4については、現地は、長年耕作されておらず、雑木が生えるなど、原野化、山林化しているため、農地に復元することは困難であることを確認しました。

また番号5についての現況確認については、現地は矢吹原土地改良区の送水管の破損により田の耕作が不可能になり、今年からは農地は耕作されず、今後も復旧が見込まれないことから、雑木が生えるなど、原野化、山林化することが予想され、農地に復元することは困難であることを確認しました。

以上、報告いたします。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ここで休議します。

（休議 午後2時05分）

（開議 午後2時07分）

議 長 休議前に引き続き会議を開きます。  
ただ今から、質疑に入らせていただきます。  
発言のある方は挙手願ひます。

（質疑・意見なし）

議 長 質疑・意見がないようですので、議案第4号 現況確認証明申請について、非農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第4号 現況確認証明申請については、非農地と判断することに決定しました。

議長 次に、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、次のとおり農地転用届出があり、受理したので報告する。  
こちらにつきましては、本町地区において宅地・用地の建設を目的とした農地転用の届出がありましたのでご報告いたします。  
なお、面積、位置図につきましては、記載のとおりです。

議長 ただいまの報告第1号について、事務局の朗読説明が終わりました。  
報告第1号について、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(発言なし)

議長 御意見、御異議がないようですので、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出につきましては、報告のとおり、これを承認することに決定いたしました。

議長 その他の件については、委員のみなさんからご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長 ないようですので、以上をもちまして、鏡石町農業委員会第3回定例総会を閉会といたします。

閉会 午後 2 時 14 分

この会議録は、農業委員会事務局 主事 小田川 翼 が記録した物であるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名押印する

鏡石町農業委員会会長 印

署名委員 5番 印

署名委員 6番 印